

公益財団法人いであ環境・文化財団

令和8年度 奨学生募集要項

公益財団法人いであ環境・文化財団では、環境分野又は芸術分野を専攻する学生に対して奨学金の支給事業を行い、次世代の人材の育成と教育の発展に貢献することを目的とし、日本国内の大学において環境分野又は芸術分野を専攻する学生で、将来環境分野又は芸術分野で活躍することを志すものに対して奨学金を支給します。

1. 給付額及び給付人数

- (1) 給付額 1人につき、年額25万円を一括支給
(返還の義務なし。他奨学金との併給も可とし、卒業後の進路拘束等はありません。)
- (2) 募集人数 30名程度（環境分野および芸術分野の合計）
- (3) 給付時期 令和8年7月ごろを予定
- (4) 給付方法 奨学生本人の口座に振込み

2. 応募資格

【環境分野】

以下の項目を全て満たしていること。

- (1) 令和8年4月1日現在、本奨学金の対象大学の（注1）のうち学部2年生以上の者（大学院博士課程までを含む）で、大学の正規課程において、将来、環境保全の分野で社会貢献を目指すための科目を履修していること
- (2) 所属大学からの推薦を受けることができること
- (3) 別途定める学力基準を満たしていること（注3）
- (4) 過去において、当財団の奨学金制度による奨学金を受給していないこと

【芸術分野】

以下の項目を全て満たしていること。

- (1) 令和8年4月1日現在、本奨学金の対象大学の（注1）のうち学部2年生以上の者（大学院博士課程までを含む）で、大学の正規課程において、芸術分野（注2）における作品の創作活動を行っていること
- (2) 所属大学からの推薦を受けることができること
- (3) 別途定める学力基準を満たしていること（注3）
- (4) 過去において、当財団の奨学金制度による奨学金を受給していないこと

（注1）本年度の対象大学（大学院を含み短期大学を除く）は下表の通りです。
なお、対象大学については毎年度見直しを行い、変更されることがあります。

【環境分野対象大学】計135大学

別表1参照

【芸術分野対象大学】計80大学

別表2参照

(注2) 美術デザイン分野に限るものとし、音楽、演劇等は対象外とします。

(注3) 原則として、GPA (Grade Point Average) が2.5以上の者とします。

なお、GPAによる学力基準を適用することが適当でない大学については、下記の算式により、これに相当する校内学力基準により判定するものとし、

評価	合格 (単位習得)				不合格
	S (秀)	A (優)	B (良)	C (可)	D (不可)
点数	100-90	89-80	79-70	69-60	59-0
G P	4	3	2	1	0

ただし、本申請に係るGPAは不合格および認定の単位を計算に含めないものとし、様式2による計算の結果で判断します。

※大学奨学金窓口書類を提出された後、下記にて入力してください。
https://ieaf.or.jp/?page_id=7533&preview=1&ppp=0ecaa7dda9

3. 応募方法

~~下記の必要書類を提出期限までに当財団の事務局宛てにお送りください。なお、各所定様式は、当財団ホームページ (<https://ieaf.or.jp>) からダウンロードすることができます。~~

環境分野で応募する方は、書類の提出に加えて、財団ホームページにリンクしたフォーム(末尾のQRコードよりアクセス)に必要事項を入力し、送信してください。本手続きは、提出書類からの転記ミス等により連絡が困難になることを防止する目的で、令和8年度の募集より導入いたします。

下記応募書類のうち(5)推薦理由書、(7)応募理由書、(8)活動実績を記載した書類あるいは作品について、著者・作者の表現が認識できず生成AIのみによって作成された最終成果物の提出は認めません。

在籍大学の奨学金担当窓口を通じて募集いたします(学生からの直接応募は受け付けておりません。)

また、大学(大学院を含む)ごとの応募者数の制限を設けます。1人の推薦者(原則として応募者を直接指導する教授・教員等)が推薦できる応募者は1人とし、各学部あるいは研究科からの応募者数の上限は3人とします。

(※ 例：〇〇大学理学部から3名+〇〇大学院理学研究科から3名 は可)

(1) 奨学金給付願書 (所定様式1) : 1部

(2) 直近年度までの成績証明書(GPAも記載されているもの) : 1部

※1 大学院生のうち修士課程・博士前期課程在学者は学部卒業時の成績証明書および直近年度終了時までの成績証明書を、博士課程・博士後期

課程在学者は学部卒業時の成績証明書および修士課程・博士前期課程修了時の成績証明書を提出してください。

※2 成績証明書にGPAの記載がない場合あるいはGPA制度を採用していない大学の場合は、成績証明書に加えて、大学からGPA証明書を取得するか大学から発行された成績表等でGPAが計算できるものを提出してください。

(3) (2)についてのGPA計算書（所定様式2）：1部

※成績を元に前述（注3）の基準で単位数を計算した表を添付してください。総取得単位数には不合格および認定の単位数を含めません。

(4) 所属大学の推薦書（所定様式3）：1部

※ 学長（学部長・研究科長でも可）名等の欄は、ゴム印でも差し支えありません。

(4) 推薦書の学長名欄は学生支援課経済支援係にて記入・押印しますので、空欄のままで構いません。

(5) 推薦理由書（所定様式4）：1部

※ 推薦理由書は、原則として応募者を直接指導する教授・教員等が記載してください。これら以外の方が記入される場合には、役職のほかには必ず応募者本人との関係を詳細に記載してください。

(6) 個人情報の取扱いに関する同意書（所定様式5）：1部

(7) 応募理由書(奨学金応募の目的や用途を記載した書類)（所定様式6）：1部

※ (7) 応募理由書は今後の奨学金の活用について記載していただくものに対し、(8)の活動実績を記載した書類は、これまでの実績を中心に作成していただくものですので、(8)の書類・作品と同内容とならないよう気をつけてください。

(8) 活動実績を記載した書類

① 環境分野での応募をされる方

・環境分野について、下記のテーマを中心に論じた小論文

※ テーマ：現在及び将来において自身が学問・研究を通じて環境の保全・改善に対してどのように取り組むか

※ 環境分野におけるシンポジウム等での発表や環境政策提言等を行った経験がある場合、その内容にも触れてください。

※ 書式は自由としますが、Microsoft Word等の文書作成ソフトを利用して1,500字以内（A4判片面1ページ程度）にまとめてください。

（文字サイズは11ポイント以上としてください。）

※ 「自身が環境の保全・改善に対してどのように取り組むか、活動実績や活動計画を通じて積極的に『アピール』してください。

② 芸術分野での応募をされる方

・作品の写し及びその概要を記載した書類のデータ

※ 作品の写しのデータを提出していただくため、財団のサーバー上にフォルダを用意します。応募を予定する方は事前にメールでご連絡ください。この連絡のみ応募者から直接受け付けます。

メールアドレス scholarship@ieaf.or.jp

メールタイトル R8芸術分野応募予定 [大学名] [氏名]

[]内は応募者の情報

※ 提出する作品の数は5点以内（シリーズ作品は1点と数える）とし、一人分のデータ容量は200MBまでとします。ただし、動画（映像）作品を提出する場合、容量は1GBまで増量することができますが作品の長さは合計120分以内とします。一般的なパソコンで再生できるデータ形式で提出してください。

※ 作者の表現が認識できずAIのみによって作成される最終成果物の提出は認めませんが、作品を構成する要素として利用とすることや、作品制作にあたって参考のため利用とすることは問題ないとしします。ただし、提出作品に利用した場合は、概要を記載した書類にどのようにAIを利用したかの説明書きを付してください。

※ 概要を記載した書類の書式は自由とします。作品名、制作年、素材、サイズ等の作品概要および作品解説、コンクール等の受賞歴がある場合にその詳細を含めてA4サイズ2枚以内にまとめてください。

※ 作品の写し及びその概要を記載した書類のデータと応募書類(1)～(7)の両方が期限までに提出されない場合は無効となります。

4. 提出期限 **【大学窓口提出期限】令和8年4月27日（月）**

~~令和8年5月12日（火） 当財団事務局必着~~

【提出場所】 学生支援課経済支援係（共通教育棟1階事務室9番窓口）

5. 選考方法等

(1) 書類審査：令和8年6月予定

(2) 審査結果通知（給付決定）：令和8年7月中旬ごろに本人及び在籍大学に通知予定

(3) 採用予定者のほか若干名を補欠として決定し、奨学金辞退者がある場合には順に採用することがあります。

※ 応募書類に不明点等がある場合には、事務局より電話確認をする場合がありますので、ご協力をお願いします。

6. 奨学金支給取消・返還

奨学生が次のいずれかに該当する場合には、奨学金の支給決定の全部又は一部を取り消し、返還を求めることがあります。

- (1) 大学を転学又は退学したとき。
- (2) 外国へ留学しようとするとき。（所属大学で単位が認められる交換留学又は奨学金受給目的達成のための留学を除く。）
- (3) 学業又は性行などの状況により指導上必要があると認められたとき。
- (4) 傷い疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (5) 学業成績又は操行が不良となったとき。
- (6) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (7) 奨学生として適当でない事実があったとき。
- (8) 在学大学で処分を受け学籍を失ったとき。
- (9) 本財団の事務局からの連絡に長期にわたって応答がないとき。
- (10) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき。

7. 活動報告

奨学生として採用された皆様には受給後の活動報告として、進級時や卒業時にあらためて成績証明書及び活動報告書を提出いただきます。

8. その他

- (1) 応募書類の返却はいたしませんので、ご了承ください。
- (2) 応募に関する学生からの当財団への直接の応募や問い合わせについては、原則としてお受けしておりません。お問い合わせは、各大学の奨学金担当窓口へお願いします。

9. 問合せ・願書送付先

公益財団法人いであ環境・文化財団 事務局

【住所】 〒158-0094 東京都世田谷区玉川3丁目14番5号

【TEL】 090-8875-4496または03-6805-7909

【E-Mail】 scholarship@ieaf.or.jp

【HP】 <https://ieaf.or.jp>

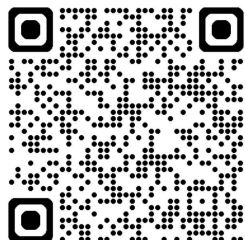
【電話受付時間】 平日10時～17時（土日祝日休み）

【参考情報】

財団ホームページQRコード

URL <https://ieaf.or.jp>

QRコード



環境分野応募者 確認情報入力フォーム

※ 大学担当部署に書類を提出したら入力すること

URL

https://ieaf.or.jp/?page_id=7533&preview=1&_ppp=0ecaa7dda9

QRコード



■ 学内選考用の申請書類について

本奨学金にご応募される際は、財団指定の書類に加え、下記に記載の①～③（③は該当者のみ）の書類をご提出ください。下記書類は、応募者が複数名となった場合に実施する「学内選考」に使用いたします。また、財団指定の応募書類を提出していても、下記書類が未提出の場合は応募不可となりますので、ご注意ください。

	学内選考用応募書類	注意事項
①	同一生計家族全員分の令和7年度(令和6年分)所得課税証明書(写し)	収入金額および所得控除の金額が記載されているもの。(税額のみ記載されているものは不可。)無収入の者で所得課税証明書が発行できない場合は、住民税非課税証明書を提出。
②	学内選考用奨学金申請書	様式有り。記入の際は手書きではなく、Excel 上に入力すること。
③	特別控除に関する提出書類	該当者のみ・様式有り。詳細は②の申請書を参照のこと。

②及び③の各様式は、下記民間奨学金ホームページ内の該当奨学金募集欄に添付しております。ご不明な場合は、経済支援係までメール（宛先：ga113@yamaguchi-u.ac.jp）にてお問い合わせください。

[民間奨学金ホームページ]

<https://ds0n.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~st-support/st-support-center/tebiki/te-tsuzuki/scholarship/private-local/index.html>